

令和8年第1回定例教育委員会会議

日 時 令和8年1月28日(水)
午前9時30分から
場 所 中央図書館 2階 視聴覚ホール

議 題

日程第一 報告事項

- (1) 専決処理の報告について(教科用図書の採択に関する事)
- (2) 令和7年12月定例市議会の報告について
- (3) 富士見市就学援助費支給要綱の一部改正について
- (4) その他
 - ・令和8年富士見市二十歳式について
 - ・第39回富士見市地域・自治シンポジウムについて

専 決 処 理 の 報 告 に つ い て

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

教科用図書採択に関すること。

- 1 令和8年度使用富士見市立富士見特別支援学校用教科用図書の採択について

令和8年1月28日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり教科用図書採択について、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 令和8年度使用富士見市立富士見特別支援学校用教科用図書採択について（別紙）

2 専決処理の理由

令和8年度使用富士見市立富士見特別支援学校用教科用図書の変更について、令和7年12月25日付けで処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

令和7年12月25日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

選定結果

1 供給不能な図書

(1) 中学部

○一般図書 (2点)

種目	発行者 (略称)	書名	理由
美術	朝日新聞出版	5回おったら完成！ へんしんおりがみ	品切れ
保健体育	パイインター ナショナル	はじめてのからだえほん	品切れ

2 選定変更後の図書

(1) 中学部

○一般図書 (2点)

種目	発行者 (略称)	書名
美術	高橋書店	5回おったらできあがり！！はじめてのおりがみ新装版
保健体育	学研	どんどんめくってはっけん！からだのふしぎ

令和7年12月定例市議会の報告について

1 教育委員会に係る議案等の審議結果（原案のとおり、可決）

（1）令和7年度富士見市一般会計補正予算（第4号）

《概要》

- ・食材価格の高騰に伴い、賄材料費を増額するもの
- ・給食調理用のフライヤー1号機を更新するもの
- ・蒸気管更新工事の工事請負費及び工事監理業務委託費を減額するもの
- ・令和8年度予定工事に係る債務負担行為を設定するもの

（2）工事変更請負契約の締結について

《概要》

- ・市立水谷中学校長寿命化建築工事（第2期工事）（ゼロ債務）
- ・市立勝瀬中学校長寿命化建築工事（第2期工事）（ゼロ債務）

（3）専決処分の報告について

《概要》

- ・市立東中学校屋内運動場改修工事（ゼロ債務）

2 教育委員会に係る市政一般質問

教育政策課

《根岸 操 議員》

1. 安心安全対策について
 - （1）避雷設備について

《川畑 勝弘 議員》

1. G I G Aスクール構想について
 - （1）小中学校のパソコン・タブレットの更新について

生涯学習課

《篠田 剛 議員》

1. 水辺と水遊びについて
 - （1）公共施設における本市の取組について

《今成 優太 議員》

1. 市立図書館の運営について
 - （1）雑誌スポンサー制度について

学校教育課

《伊勢田 幸正 議員》

1. 教員の負担軽減について
 - (1) 教材費等のキャッシュレス化について
 - (2) 連絡帳等の電子化について
 - (3) 職業体験について

《深瀬 優子 議員》

1. 教育環境について
 - (1) 通学区の再編成について

《堀 航大 議員》

1. デジタル教材の活用について
 - (1) デジタル教材の活用状況について
 - (2) ゲーム型教材の活用について

《根岸 操 議員》

1. 教育行政について
 - (1) 中学校の自転車通学について
 - (2) 養護教諭の増員について

《小泉 陽 議員》

1. スポーツ推進について
 - (1) 学校におけるスポーツ推進について

《川畑 勝弘 議員》

1. G I G Aスクール構想について
 - (1) I C T支援員の増員について

《木村 邦憲 議員》

1. 教育環境の充実について
 - (1) 教員の欠員が出る背景としてどのようなことが考えられるか、認識を伺う
 - (2) 富士見市での教員確保のため、新規採用教員に対する住宅補助制度を創設することについて、市の考えは
 - (3) 教員の多忙化を解消していくために各支援員を拡充していくことについて市の考えは
 - (4) 教員の定数拡大に向けて国や県との連携をどのように進めていくのか伺う

《加賀 奈々恵 議員》

1. 教育環境について

- (1) タブレット端末の活用状況について
- (2) タブレット端末のさらなる活用について

《村元 寛 議員》

1. 障がい児・障がい者の健康増進の促進を
 - (1) 特別支援学校の屋内プールの活用を
 - (2) デフリンピックに関連した取組の成果は

《熊谷 麗 議員》

1. 中学校の部活動の地域移行について
 - (1) 市の現状について
 - (2) 課題について
 - (3) 今後の取組について

教育相談室

《深瀬 優子 議員》

1. 教育環境について
 - (1) 特別支援学校・学級への就学相談について

《山下 淑子 議員》

1. 不登校傾向の児童生徒への取組について
 - (1) 校内の居場所について
 - (2) 動物介在教育を通しての取組について

鶴瀬公民館

《伊勢田 幸正 議員》

1. 公民館・交流センターについて
 - (1) わかりやすい減免ルールの案内を
 - (2) 「販売行為」の記載について
 - (3) 賑わいづくりとして、キッチンカーの誘致や出張販売スペースの提供をしては
 - (4) ららぽーと富士見でサークルの作品展示ができないか（ららぽーと福岡の事例を参考に）
2. 市の借地について
 - (1) 借料の状況は
 - (2) 将来的な買取りの考えについて

《山下 淑子 議員》

1. 市民にやさしいデジタル社会の推進について

- (1) スマホ教室の今後について

学校給食センター

《山下 淑子 議員》

1. 不登校傾向の児童生徒への取組について
 - (1) 給食について

《宮尾 玲 議員》

1. 学校給食費の値上げについて
 - (1) 国の重点支援地方交付金を活用し、食材費の値上げ分を補助することで、給食費の値上げは行わないようにすべきと考える。市の見解は
 - (2) 半額補助や第2子、3子からの無償化など、保護者負担の軽減策の検討状況について

富士見市就学援助費支給要綱（平成17年告示第16号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">（支給申請）</p> <p>第5条 就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助費の支給を受けようとする月の25日（4月にあつては30日）（その日が、富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）にあたる時は、その日前において、その日に最も近い休日でない日）までに、就学援助費支給申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、これを省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">（支給認定等）</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、速やかに就学援助費の<u>支給対象者としての認否</u>を決定するものとする。 _____</p> <hr style="border: 0.5px solid black; margin: 10px 0;"/> <p>2 市長は、前項の規定により<u>支給対象者として認定</u>したときは、<u>就学援助費認定通知書</u>（様式第2号）により当該申請者に通知するものとす</p>	<p style="text-align: center;">（支給申請）</p> <p>第5条 就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助費の支給を受けようとする月の25日（4月にあつては30日）（その日が、富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条_____に規定する市の休日_____にあたる時は、その日前において、その日に最も近い<u>市の休日</u>でない日）までに、就学援助費支給申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、これを省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">（支給決定等）</p> <p>第6条 市長は、前条の規定により申請があつたときは、速やかに就学援助費の<u>支給の適否</u>_____を決定するものとする。この場合において、市長は、当該申請に係る児童又は生徒が在学する学校の校長（以下「校長」という。）に対し、意見を求めるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により<u>支給することを決定</u>したときは、<u>就学援助費支給決定通知書</u>（様式第2号）により当該申請者に通知するものと</p>

る。

3 市長は、第1項の規定により支給対象者として認定しないときは、就学援助費否認定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（支給等）

第7条 市長は、前条第1項の規定により支給対象者と認定したときは、同条第2項の規定により認定の通知を受けた者（以下「支給認定者」という。）に対し、速やかに就学援助費を支給するものとする。

2 前項の就学援助費については、支給認定者の委任により校長が直接受領することができる。

3 就学援助費の支給期間は、第5条第1項の申請を受理した日の属する月から当該日の属する年度の3月までの期間とする。

（新入学用品費の入学前支給）

第8条 翌年度に小学校第1学年の児童となる者（以下「入学予定児童」という。）又は前条第1項に規定する支給認定者で、翌年度に中学校第1学年の生徒となる児童（以下「入学予定生徒」という。）の保護者は、入学前に就学援助費（新入学用品費に限る。）の支給（以下「新入学用品費入学前支給」という。）を受けることができる。

2 前項の規定による新入学用品費入学前支給の対象者については、第

する。

3 市長は、第1項の規定により支給しないことを決定したときは、就学援助費支給却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（支給等）

第7条 市長は、前条第1項の規定により支給することを決定したときは、同条第2項の規定により支給決定の通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、速やかに就学援助費を支給するものとする。

2 前項の就学援助費については、支給決定者の委任により校長が直接受領することができる。

3 就学援助費の支給期間は、第5条第1項の申請を受理した日の属する月から当該日の属する年度の3月までの期間とする。

（新入学用品費の入学前支給）

第8条 翌年度に小学校第1学年の児童となる者（以下「入学予定児童」という。）又は前条第1項に規定する支給決定者で、翌年度に中学校第1学年の生徒となる児童（以下「入学予定生徒」という。）の保護者は、入学前に就学援助費（新入学用品費に限る。）の支給（以下「新入学用品費入学前支給」という。）を受けることができる。

2 前項の規定による新入学用品費入学前支給の対象者については、第

までの期間

(2) 入学予定生徒の保護者 12月1日から1月10日(休日にあ
たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)ま
での期間

(新入学用品費入学前支給の認定等)

第10条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに新入
学用品費入学前支給の支給対象者としての認否を決定するものとす
る。

2 市長は、前項の規定により支給対象者として認定したときは、就学援
助費(新入学用品費)認定通知書(様式第6号)により当該申請者に通
知するとともに、速やかに当該新入学用品費を支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給対象者として認定しないときは、就
学援助費(新入学用品費)否認通知書(様式第7号)により当該申請
者に通知するものとする。

(就学援助費の支給の特例)

第11条 就学援助費のうち現物給付によって行うものは、次に掲げる
とおりとする。

(1) 市内の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒に係る学校給食
費

(新入学用品費入学前支給の決定等)

第10条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに新入
学用品費入学前支給の適否_____を決定するものとす
る。

2 市長は、前項の規定により支給することを決定したときは、新入学用
品費入学前支給決定通知書_____ (様式第6号)により当該申請者に
通知するとともに、速やかに当該新入学用品費を支給するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給しないことを決定した_____ときは、
新入学用品費入学前支給却下通知書_____ (様式第7号)により当該
申請者に通知するものとする。

(就学援助費の支給の特例)

第11条 就学援助費のうち学校保健安全法施行令(昭和33年政令第
174号)第8条に規定する疾病の治療に要した医療費は、現物給付
によって行うものとする。

(2) 学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定

する疾病の治療に要した医療費

2 支給認定者は、前項の疾病に罹患した児童又は生徒の治療のために医療機関又は薬局に受診しようとするときは、要(準要)保護児童生徒医療券(医科)(様式第8号)若しくは要(準要)保護児童生徒医療券(歯科)(様式第8号の2)又は要(準要)保護児童生徒医療券(調剤)(様式第8号の3)を当該医療機関又は薬局に提出するものとする。

3 市長は、支給対象者に係る児童又は生徒が有効期限内に医療機関又は薬局を利用した場合において、当該医療機関又は薬局からその者に係る請求が行われたときは、医療券に記載された請求額を当該医療機関又は薬局に直接支払うものとする。

(変更届)

第12条 支給認定者は、提出した申請書の内容に変更が生じたとき、又は就学援助費の受給を辞退するときは、遅滞なく就学援助費受給者状況変更届(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(支給認定の取消し)

第13条 市長は、支給認定者(第10条第2項の規定により認定の通知を受けた者を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給認定を取り消すことができる。

2 支給決定者は、前項の疾病に罹患した児童又は生徒の治療のために医療機関又は薬局に受診しようとするときは、医療券

を当該医療機関又は薬局に提出するものとする。

3 市長は、支給対象者に係る児童又は生徒が有効期限内に医療機関又は薬局を利用した場合において、当該医療機関又は薬局からその者に係る請求が行われたときは、医療券に記載された請求額を当該医療機関又は薬局に直接支払うものとする。

(変更届)

第12条 支給決定者は、提出した申請書の内容に変更が生じたとき、又は就学援助費の受給を辞退するときは、遅滞なく就学援助費受給者状況変更届(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(支給決定の取消し)

第13条 市長は、支給決定者(第10条第2項の規定により支給決定の通知を受けた者を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する支給対象者の要件を欠いたとき。
- (2) 前条に規定する辞退をしたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。
- (4) 新入学用品費入学前支給を受けた保護者が、市外に転出し新入学用品費に相当する支給を他の地方公共団体で受けたとき。

2 市長は、前項の規定により支給認定を取り消したときは、就学援助費認定取消通知書（様式第10号）により、当該支給認定者 _____に通知するものとする。

（就学援助費の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により支給認定を取り消したときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を求めるものとする。

様式第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第8号の2、第8号の3及び第10号 別紙のとおり

附 則

この告示は、令和8年1月5日から施行する。

- (1) 第3条に規定する支給対象者の要件を欠いたとき。
- (2) 前条に規定する辞退をしたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。
- (4) 新入学用品費入学前支給を受けた保護者が、市外に転出し新入学用品費に相当する支給を他の地方公共団体で受けたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、就学援助費支給決定取消通知書（様式第10号）により、当該支給決定者 _____に通知するものとする。

（就学援助費の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により支給決定を取り消したときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を求めるものとする。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

富士見市長



年度 就学援助費認定通知書

就学援助費について審査の結果、就学援助対象者と認定されましたので通知いたします。

【対象者】

学校	学年	児童生徒名

認定日

認定区分

認定理由

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

富士見市長



年度 就学援助費否認定通知書

就学援助費について、審査の結果、就学援助対象外となり、否認定となりましたので、通知いたします。

【対象者】

学校	学年	認定区分	児童生徒名

否認定日

否認定理由

備考

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

富士見市長



年度 就学援助費（新入学用品費）認定通知書

就学援助費（新入学用品費）について審査の結果、就学援助対象者と認定されたので通知いたします。

【対象者】

学校	学年	児童生徒名

認定日

認定区分

認定理由

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

富士見市長



年度 就学援助費（新入学用品費）否認定通知書

就学援助費（新入学用品費）について、審査の結果、就学援助対象外となり、否認定となりましたので、通知いたします。

【対象者】

学校	学年	児童生徒名

否認定日

否認定理由

備考

様式第8号（第11条関係）

認定区分		認定日	
申請番号		対象月	
取扱機関名			

要（準要）保護児童生徒医療券（医科）

交付第		号	交付日					
有効期限		まで		富士見市教育委員会 印				
学校名								
学校所在地								
学校保健安全法医療券	受診者	フリガナ			生年月日	性別		
		氏名			学 年			
		住所						
	疾病名							
	学校医	氏名			診察見込	総点数	(見込)	点
連絡先				金額		(見込)	円	
摘要				保険加入有無				
診察報酬請求明細	項目	実施回数	合 計 点 数		初診年月日	年	月	日
	初診料及び再診察料		点		当月初診日	年	月	日
	薬治料		点		診察終了日	年	月	日
	注射料		点		診察実日数	日		
	処置料		点		転 帰	治 癒	繰 越	中 止
	手術料		点		請求総点数	点		
	検査料		点		所要医療費総額	円		
	その他		点		内 訳	社会保険負担（○印をつけて下さい） 健・国・日・共・その他 円		
	摘 要			地方公共団体負担分 円				
	支払方法	金融機関			銀行		支店	
科目		口座番号		フリガナ				
普通・当座				口座名義人				

金

--	--	--	--	--	--

 円請求します。（ただし、地方公共団体負担分として）

年 月 日

医療機関所在地・名称

電話番号

院（所）長名

印

（提出先・問い合わせ先）

備考

様式第8号の2 (第11条関係)

認定区分		認定日	
申請番号		対象月	
取扱機関名			

要 (準要) 保護児童生徒医療券 (歯科)

交付第		号	交付日					
有効期限		まで			富士見市教育委員会 印			
学校名								
学校所在地								
学校保健安全法医療券	受診者	フリガナ			生年月日	性別		
		氏名			学 年			
		住所						
	疾病名							
	学校医	氏名			診察見込	総点数	(見込) 点	
		連絡先				金額	(見込) 円	
	摘要				保険加入有無			
診察報酬請求明細	項目	実施歯数	合計点数		初診年月日	年	月	日
	初診料及び再診料		点		当月初診日	年	月	日
	治癒・処置名 ()		点		診察終了日	年	月	日
	治癒・処置名 ()		点		診察実日数	日		
	治癒・処置名 ()		点		転 帰	治 癒	繰 越	中 止
	治癒・処置名 ()		点		請求総点数	点		
	治癒・処置名 ()		点		所要医療費総額	円		
	合計		点		内 訳	社会保険負担 (○印をつけて下さい) 健・国・日・共・その他 円		
	摘要			地方公共団体負担分 円				
	支払方法	金融機関	銀行					支店
科目		口座番号			フリガナ			
普通・当座					口座名義人			

金

--	--	--	--	--	--

 円請求します。 (ただし、地方公共団体負担分として)

年 月 日

医療機関所在地・名称

電話番号

院 (所) 長名

印

(提出先・問い合わせ先)

備考

様式第8号の3 (第11条関係)

認定区分		認定日	
申請番号		対象月	
取扱機関名			

要(準要) 保護児童生徒医療券(調剤)

交付第		号	交付日						
有効期限		まで							
学校名		富士見市教育委員会 印							
校長名									
学校所在地									
学校保健安全法医療券	受診者	フリガナ				生年月日		性別	
		氏名				学年			
		住所							
	疾病名								
	学校医	氏名				診察見込	総点数	(見込)	点
		連絡先					金額	(見込)	円
	摘要								
	保険医療機関所在地・名称 医師名・電話番号				保険加入有無				
	調剤報酬明細	処方月日	調剤月日	剤型	処方	所定単位当たり点数	調剤数量	調剤報酬点数	
		.	.	内服		調剤料	点		
.		.	屯服		薬剤料	点			
.		.	その他		計	点	点		
.		.	内服		調剤料	点			
.		.	屯服		薬剤料	点			
.		.	その他		計	点	点		
処方箋受付回数			回	調剤基本料		点			
支払方法		銀行			支店	調剤基本料			
		科目	口座番号			指導料			
		普通・当座				時間外等加算			
		フリガナ				薬剤一部負担金			
		口座名義人				薬学管理料			
麻薬商売者免許番号				請求内訳		社会保険負担(○印をつけてください) 健・国・日・共・その他			
						円			
						円			

金

--	--	--	--	--	--

 円請求します。(ただし、地方公共団体負担分として)

年 月 日

薬局所在地・名称

電話番号

代表者名

印

(提出先・問い合わせ先)

備考

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

富士見市長



年度 就学援助費認定取消通知書

就学援助費について、下記の理由により、その認定を取り消しますので、通知いたします。

【対象者】

学校	学年	認定区分	児童生徒名

認定取消日

認定取消理由

備考

様式第2号（第6条関係）

就学援助費支給決定通知書

第 号
年 月 日

様
様

富士見市長

印

年 月 日付けで申請のあった就学援助費の支給については、下記とおり決定したので、富士見市就学援助費支給要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 支給決定

費 目	金 額	対 象	支給予定日

様式第3号（第6条関係）

就学援助費支給却下通知書

第 号
年 月 日

様
様

富士見市長

印

年 月 日付けで申請のあった就学援助費の支給については、下記のとおり決定したので、富士見市就学援助費支給要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

- 1 却 下
(理 由)

様式第6号（第10条関係）

新入学用品費入学前支給決定通知書

第 号
年 月 日

様
〔 学校 年 組 〕
様

富士見市長



年 月 日付けで申請のあった新入学用品費入学前支給については、下記
のとおり決定したので、富士見市就学援助費支給要綱第10条第2項の規定により通
知します。

記

1 支給決定

(認定月 年 月)

費 目	金 額	対 象	支給予定日

様式第7号（第10条関係）

新入学用品費入学前支給却下通知書

第 号
年 月 日

様
様

富士見市長

印

年 月 日付けで申請のあった新入学用品費入学前支給については、下記
のとおり決定したので、富士見市就学援助費支給要綱第10条第3項の規定により通
知します。

記

- 1 却 下
(理 由)

医療券()

学校保健安全法医療券	(区分)	交付番号		交付日	年 月 日
	富士見市教育委員会			学校名	学校
				学年	年 組
	氏名			生年月日	年 月 日
	住所				
	認定月	年 月	有効期限	年 月 日	

診療報酬請求明細書	診療内容	実施歯数	点数	初診	
	初診			診療実日数	
	再診			転帰	治療・繰越・中止
				診療費	円
				診療費の内訳	健康保険負担分(国保・社保)
					円
					富士見市負担分
	合計				円

支払先	金融機関名	銀行	口座種別	当座・普通
	支店名	店	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

上記のとおり _____ 円
 に係る (富士見市負担分)を請求します。
 年 月 日
 (宛先)富士見市長 所在地
 ㊟

様式第10号（第13条関係）

就学援助費支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様
学校 年 組
様

富士見市長



年 月 日付け 第 号で決定した就学援助費の支給については、下記の理由により取り消したので、富士見市就学援助費支給要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

富士見市就学援助費支給要綱第13条第1項第 号に該当するため

2 取消年月日 年 月 日

その他

- ・令和８年富士見市二十歳式について
- ・第３９回富士見市地域・自治シンポジウムについて